

学校における新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン

～『新しい生活様式』を踏まえた学校生活を進めるために～

(令和3年5月25日一部改定)

9 部活動について

(1) 部活動については、感染に関する最新の情報にも留意し、十分な感染症対策や熱中症対策を講じた上で、次の事項に留意して実施すること。

- ① 生徒や保護者等の意向を尊重し、参加の強要や意思表示ができない状況とならないようにすること。
- ② 教職員や部活動指導員等は、部活動の前後に加え、活動中も生徒の健康観察を適宜行い、生徒の健康状態を把握した上で、適切に指導すること。
- ③ 公式大会以外の各種大会への参加については、その意義や目的に照らし、各学校において必要性を判断すること。

(2) 「新しい生活様式」を踏まえた実施にあたっての指標

	レベル1	レベル2・3
活動内容	○可能な限り感染症対策を行った上で、合宿や泊を伴う活動も含め通常の活動が可	○可能な限り感染症対策を行った上で、県内の対外試合・合同練習・発表会等が可 ○合宿や泊を伴う活動は不可
レベル共通留意事項	○平日は3時間以内 ○週休日は4時間以内 ○休養日は週1日以上（週休日は4週当たり2日以上） ○県立中学校の活動時間と休養日は「部活動の指導について」を遵守 ○緊急事態宣言（まん延防止等重点措置を含む）の対象区域に属する学校との練習試合、合同練習等は不可 ○大会等への参加については、全国・近畿大会および同予選、体育・文化連盟等主催の公式大会への参加は可 ○環境条件を把握し、状況に応じて適切な水分補給を行うなど熱中症の予防に留意すること。	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 感染拡大により、活動制限が追加される場合がある。 </div>	
備考	○県外へ移動合宿や泊を伴う活動は、移動先の状況を把握し感染症対策に十分留意すること。	○対外試合・合同練習・発表会に参加する場合、感染症対策に十分留意すること。

(3) 具体的な留意事項

- ① 「運動部活動に参加する学生等の集団における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）」文部科学省 スポーツ庁（R2.9.3）「総合的なガイドライン」スポーツ庁（H30.3）・文化庁（H30.12）や「部活動の指導について」県教委（H30.7）を遵守すること。
- ② 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に係る対応について（R3.4.23）」の内容を踏まえ、次の各事項を遵守すること。
 - ・部活動の実施に当たっては、各競技団体等が作成するガイドラインを踏まえるとともに、県内外から招聘する指導者、地域人材や卒業生などの参加に際しては、行動履歴の確認や2週間発熱等風邪症状がない等、健康観察を徹底すること。

- 各種大会への参加や全国・近畿大会や公式大会等で泊を伴う活動については、会場への移動時や宿泊時など、主たる活動以外の場面も含め、生徒・教師等の感染防止対策を徹底すること。
 - 原則、活動中のマスクの着用は不要とするが、生徒の間隔を十分に確保すること。
(できるだけ2m、最低1m)
 - 活動中にマスクの着用を希望する児童生徒には、家庭用マスク(医療用は不可)を着用するよう指導するとともに(医療用は不可)、激しい運動への参加は避けるようにする。また、当該児童生徒が、呼吸が苦しくなった場合は、マスクを外し、他の児童生徒から2m以上の距離を確保して休憩すること。
 - 活動前、休憩時や活動後などに手洗い(洗顔含む)を行うこと。
 - 体育館や校舎内等の屋内施設を用いて活動を行う場合は、出入り口や窓などを開放し、換気を徹底すること。
 - 更衣室や部室等の利用については、校内外を問わず、密集することがないように、時間や場所に配慮するとともに、会話を控えることや換気の徹底など、十分な感染症対策を講じること。
 - 手を触れる場所(ドアノブ、手すりやスイッチ等)や用具・器具・楽器等は、こまめに消毒を行うとともに、給水用のボトルやコップ、汗を拭くタオルなどは共用しないこと。
- ③ 感染状況の推移や最新の科学的知見を反映して、活動内容が変更されることがある。